

# 学校法人おもと会沖縄看護専門学校 学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本校は、看護師となるために必要な知識、技術を習得させるとともに豊かな人格を備えた看護師を育てることにより、社会に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は学校法人おもと会 沖縄看護専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校は沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1380番地-1に置く。

### (学業専念の義務)

第4条 学生はこの学則の定めるところに従い学業に専念し、学業の向上に努めなければならない。

## 第2章 課程・定員および修業年限・学期・休業など

### (課程・学科および修業年限・在学期間など)

第5条 本校は医療専門課程看護学科3年課程とし、修業年限は3年、在学期間は6年以内とする。ただし第25条により入学した学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を越えて在学することはできない。

### (学生定員および学級数)

第6条 学生定員は1学年80名、総定員240名とし、学級数は各学年2学級とする。

### (学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第8条 学期は次の二期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝祭日に関する法律に定める休日
- (3) 沖縄県慰靈の日 6月23日
- (4) 季節休業は1年を通して9週間程度とする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めたときは、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程及び履修方法等

(授業科目、単位数、時間数)

第10条 授業科目、単位数及び時間数は別表1のとおりとする。

2 校長が必要と認めたときは、各学年の配当する授業科目ならびに単位数を変更することができる。

3 単位の換算は次のとおりとする。

- 1) 講義および演習は、15時間から30時間をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間をもって1単位とする。
- 3) 臨地実習は45時間をもって1単位とする。

(履修科目的単位の認定)

第11条 校長は、入学前の履修科目的単位認定を希望する者から単位認定申請があつた場合、入学前の履修科目単位認定に関する規程に基づき単位を認定することができる。

### 第4章 入学

(入学資格)

第12条 本校に入学できる者は学校教育法第90条第1項に該当し、かつ心身共に健康で学業に耐えうる者。

2 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う認定試験に合格した者

(入学志願手続き)

第13条 本校に入学を志願する者（以下「入学志願者」とする）は、所定の期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。

- 1) 入学願書（様式①）
- 2) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書
- 3) 高等学校又は中等教育学校の調査書
- 4) 高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び成績証明書
- 5) その他校長が必要と認める書類

2 提出した書類は返還しない。

(入学試験)

第14条 学校長は入学志願者に対して学校推薦型選抜・社会人推薦と一般選抜を行い、学科試験および人物考査により選考する。

(入学手続および入学の許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保護者、保証人連署の誓約書（第3号様式）および所定の書類に入学金・授業料等を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 学校長は前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第16条 前条に規定する保証人は独立の生計を営む者で、学校に対して学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

(届出)

第17条 学校に入学した者（以下「学生」という）は誓約書の記載事項に異動があったときは直ちにその旨を学校長に届けなければならない。

## 第5章 学業成績及び単位・卒業の認定

(学業成績及び単位の認定)

第18条 学業成績は学科試験および実習ならびに出席状況により評定する。

2 学科試験および学業成績は点数をもって表し、合格した授業科目に対し、別表1に定める規定の単位を与える。

3 授業科目の履修認定は、講義、演習、臨地実習等の必要な時間を受けるとともに、試験および出席状況その他によって認定する。

4 合格点に満たない科目については、所定の手続きを経て再試験を受けることができる。

5 病気その他、やむを得ない理由により試験を受けることが出来なかつた者は所定の手続きを経て追試験を受けることができる。

6 前各項に定めるものの他、学業成績に関する必要事項は履修規程に定める。

(卒業の認定)

第19条 学生の卒業は第18条の評定に基づき教職員会議で判定し、学校長がこれを認定する。ただし、規定の単位数に満たない者については卒業することはできない。また、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。

(卒業証書および称号の授与)

第20条 学校長は全学年課程を修了したと認められる者に対し、卒業証書および称号（第4号様式）を授与する。

## 第6章 休学・復学・退学および転学・転入学

### （休 学）

第21条 学生が休学を希望するときはその理由を詳記し保護者もしくは保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。（第5号様式）この場合、傷病による休学の時は、医師の診断書を添付するものとする。

- 2 学校長は必要があると認めるときは、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は通算して1年以内とし、在学期間に算入するものとする。  
ただし、学校長が特別の事由があると認めるときは、さらに1年以内に限って、休学を許可することができる。

### （復 学）

第22条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は学校長の許可を得て復学することができる。（第6号様式）ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付する。

### （退 学）

第23条 学生が、やむを得ない事由により修学が困難で希望により退学しようとするときは、その理由を詳記し、保護者もしくは保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。（第7号様式）この場合、傷病による退学のときは、医師の診断書を添付するものとする。

### （転 学）

第24条 学生が在学中、他校に転学しようとする時は保護者もしくは保証人連署による転学願いを提出し（第8号様式）その許可を得なければならない。

### （転入学）

第25条 他校から本校へ転入学を希望する者は、転入学願（第8号様式）および必要書類を添えて申請しなければならない。但し、学年に欠員があり、かつ前校における教育進行状況が本校と同等以上である場合に限り許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学が許可された者の年次・在学すべき年数等については教職員会議の議を経て、学校長が認定する。
- 3 転入学手続は第15条の規定を準用する。

## 第7章 入学金・授業料などの納付

### （入学金・授業料およびその他費用）

第26条 入学金、授業料およびその他の費用は、別に定める。

(納入及び納入の特例)

第27条 入学を許可された者は、前条に定める所定の納付金を納入しなければならない。

ただし、授業料の納期日は下記のとおりとする。

上半期納期日 入学試験日により別に定める

下半期納期日 9月30日まで

2 2年次からの施設設備資金は、上半期納期日4月15日までに納入しなければならない。

ただし、授業料は上半期、下半期に分けて納入するものとする。

3 休学した学生については、別に定める。

4 入学試験受験料及び卒業証明書発行料などについては、校長が別に定める。

(返還)

第28条 一旦納入した入学金は、これを返還しない。

2 入学後、一旦納入した授業料及び施設設備資金は返還しない。

3 後期開始日以降に在学している学生の一旦納入した後期授業料は返還しない。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第29条 校長は人物・学業ともに特に優秀で他の学生の模範となるべき者に対して表彰することができる。

(懲罰)

第30条 校長は学則に反し、学生としての本分に著しく反する行為があった学生に対し、懲戒することができる。

2 細部については賞罰に関する規程に定める。

## 第9章 組織

(職員)

第31条 学校には次の職員を置く。

- |           |          |              |
|-----------|----------|--------------|
| (1) 校長    | (2) 副校長  | (3) 教務主任     |
| (4) 実習調整者 | (5) 専任教員 | (6) 学生相談担当   |
| (7) 事務部長  | (8) 事務職員 | (9) その他必要な職員 |

2 職員の職務分掌については、別に定める。

(会議)

第32条 会議は前条の職員をもって組織する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の必要な者を出席させることができる。

2 会議の種類および、運営方法等については会議規程に定める。

## 第10章 健康管理

### (定期健康診断)

第33条 校長は学生に対し定期的に健康診断を行い健康の維持・増進を図るものとする。

2 健康管理に必要な事項については健康管理規程に定める。

## 第11章 図書室

### (図書室)

第34条 学校に図書、文献および研究資料などを収集保管し、学生および職員の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書室の管理運営に関し必要な事項は図書室運営管理規程に定める。

## 第12章 学校評価

### (学校評価)

第35条 学校は、教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上を図るものとする。

2 学校評価に関し必要な事項は学校評価規程に定める。

## 第13章 雜 條

第36条 この学則施行について必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

この学則は平成4年4月1日から実施する。

この学則は平成5年4月1日から実施する。

この学則は平成9年4月1日から実施する。

この学則は平成19年4月1日から実施する。

この学則は平成21年4月1日から実施する。

この学則は平成25年4月1日から実施する。

# 授業科目と単位・時間数(学則別表1)

区分	教育内容	授業科目	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	行動科学	1	30
		哲学	1	30
		情報科学	1	30
		論理学	1	30
		教育学	2	30
		人間関係論	1	30
	人間と生活・社会の理解	社会学	1	30
		芸術	1	30
		英語 I	2	45
		英語 II	1	30
		体育	1	30
	基礎分野 小計		13	345
専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学 I	1	30
		形態機能学 II	1	30
		形態機能学 III	1	30
		形態機能学 IV	1	30
		生化学	1	30
		栄養学 I	1	15
		栄養学 II	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	30
		病態生理学 I	1	30
		病態生理学 II	1	30
		疾病と治療 I	1	30
		疾病と治療 II	1	30
		疾病と治療 III	1	30
		疾病と治療 IV	1	30
	健康支援と社会保障制度	薬理学 I	1	30
		薬理学 II	1	30
		社会福祉	2	30
		関係法規	1	15
		公衆衛生学	2	30
		現代医療論	1	15
	専門基礎分野 小計		22	555
専門分野 I	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30
		看護理論	1	15
		看護と研究	1	30
		基礎看護学方法論 I	1	30
		基礎看護学方法論 II	1	30
		基礎看護学方法論 III	1	30
		基礎看護学方法論 IV	1	30
		基礎看護学方法論 V	1	30
		基礎看護学方法論 VI	1	30
		臨床看護総論	1	30
	臨地実習	基礎看護学実習 I	1	45
		基礎看護学実習 II	2	90
		専門分野 I 小計	13	420
専門分野 II	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学 I	1	30
		成人看護学 II	1	30
		成人看護学 III	1	30
		成人看護学 IV	1	30
	老年看護学	成人看護学 V	1	30
		老年看護学概論	1	30
		老年看護学 I	1	30
		老年看護学 II	1	30
	小児看護学	老年看護学 III	1	15
		小児看護学概論	1	30
		小児看護学 I	1	15
		小児看護学 II	1	30
	母性看護学	小児看護学 III	1	30
		母性看護学概論	1	30
		母性看護学 I	1	30
		母性看護学 II	1	30
	精神看護学	母性看護学 III	1	15
		精神看護学概論	1	30
		精神看護学 I	1	15
		精神看護学 II	1	30
	臨地実習	精神看護学 III	1	30
		成人看護学実習 I	4	180
		成人看護学実習 II	2	90
		老年看護学実習 I	2	90
		老年看護学実習 II	2	90
		小児看護学実習	2	90
		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
	専門分野 II 小計		38	1320
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護論 I	1	30
		在宅看護論 II	1	30
		在宅看護論 III	1	15
	看護の統合と実践	看護管理	1	30
		災害看護	1	15
		看護と医療安全	1	30
		看護の実践	1	30
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90
		統合実習	2	90
	統合分野 小計		12	390
	総合計		98	3030